

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に係る香川県手続要綱

制定 平成18年12月20日

改正 平成20年9月30日

改正 平成27年6月1日

改正 平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条から第24条及び第53条第3項から第7項（建築物に関する部分）の施行に関し、必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この要綱で使用する用語は、法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成20年香川県規則第59号。以下「細則」という。）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「基準法施行規則」という。）で使用する用語の例による。

（認定申請に係る特定建築物の建築等の計画の通知）

第3条 知事は、法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する通知を行う場合は、計画通知書（第1号様式）に法第17条第4項に掲げる確認申請書の正本1通を添えて、これらを建築主事に提出しなければならない。

（建築主事の審査）

第4条 建築主事は、前条の計画通知書の提出を受けた場合は、法第17条第6項の規定に基づき、基準法第18条第3項の規定による当該建築等の計画が基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査を行う。この場合において、当該審査は、基準法第18条の3第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により国土交通大臣が定める確認審査等に関する指針に従って行わなければならない。

（適合通知書の交付）

第5条 法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の適合通知のは、適合通知書（第2号様式）により行う。

- 2 建築主事は、前条の場合において、当該計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、基準法第 18 条第 14 項の規定により、その旨及びその理由を記載した通知書を知事に交付しなければならない。
- 3 前項の通知書は、基準法施行規則第 8 条の 2 第 3 項の規定により行う。

(法第 17 条の認定に関して知事が行う通知)

第 6 条 認定申請が細則第 3 条の適合通知の申出を伴うときは、知事は、建築主事の適合通知がされた場合に限り、認定をすることができる。

- 2 前条第 3 項の事由又は法第 17 条第 3 項に掲げる基準に適合しないと認められることにより同項の認定をすることができない場合、知事は、当該認定の申請者に対し、認定できない旨の通知書（第 3 号様式）を交付しなければならない。

(認定の取消し)

第 7 条 知事は、法第 22 条（法第 22 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）による認定の取消しを行ったときは、速やかに、認定建築主等に認定の取消しを行った旨の通知書（第 4 号様式）を交付するものとする。

- 2 前項の取消しを行った認定が、その認定に併せて建築主事の適合通知を受けたものである場合、知事は、当該適合通知を行った建築主事に対し、速やかに、認定が取消しとなった旨の通知書（第 5 号様式）を交付しなければならない。

(特例認定申請に関する通知書の様式)

第 8 条 知事は、細則第 9 条の特例認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第 6 号様式による特例認定通知書に細則第 9 条の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。
- 3 法第 23 条第 1 項に掲げる基準に適合しないと認められることにより第 1 項の特例認定をすることができない場合、知事は、当該特例認定の申請者に対し、特例認定できない旨の通知書（第 7 号様式）を交付しなければならない。
- 4 知事は、第 1 項の特例認定を受けた計画に従ってエレベーターの設置を行っていることが認められない場合その他必要な場合において、当該エレベーターの設置者に対し、細則第 10 条の報告書を提出させ、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 知事は、第 1 項の特例認定を受けたエレベーターの設置者が前項の処分に違反したときは、当該設置者に対して特例認定の取消しを行った旨の通知書（第 8 号様式）を交付し、当該特例認定を取り消すことができる。
- 6 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該特例認定に係る特定建築物について、当該特例

を適用して確認検査処分を行った建築主事に対し、速やかに、特例認定が取消しとなった旨の通知書（第9号様式）を交付しなければならない。

（標準処理期間の延長）

第9条 知事は、次の各号に掲げる理由により、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基づき定めた標準処理期間を超えて法第17条第1項の認定申請の処理を行う場合は、当該認定申請をした者に対し、当該標準処理期間内に、その旨及びその延長する理由を記載した通知書を交付しなければならない。

（1）当該認定申請が第3条の計画通知を伴う場合において、標準処理期間内に建築主事が第7条の適合通知を交付することができない合理的な理由があるとき。

（2）当該認定申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が法第17条第3項に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき。

2 知事は、次の各号に掲げる理由により、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基づき定めた標準処理期間を超えて法第23条第1項の認定申請の処理を行う場合は、当該認定申請をした者に対し、当該標準処理期間内に、その旨及びその延長する理由を記載した通知書を交付しなければならない。

（1）当該認定申請について、標準処理期間内に建築主事が前条第1項の通知を交付することができない合理的な理由があるとき。

（2）当該認定申請に係る計画が、法第23条第1項第1号又は第2号の主務省令で定める安全上又は防火上の基準に適合するかどうかを決定する正当な理由があるとき。

3 第1項及び前項の通知書は、期間内に認定できない旨の通知書（第10号様式）により行う。

（関係機関への通知）

第10条 知事は、認定事業への融資及び補助の状況並びに認定特定建築物への課税の状況の把握に努め、変更の認定や取消しを行ったときは、必要に応じ、関係機関にその旨を通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。